

# 新型コロナウイルス サンタカタリーナ州フロリアノポリス市における 対策措置

2020年6月24日

〈ポイント〉

6月22日、サンタカタリーナ州フロリアノポリス市は新型コロナウイルス感染症への対策を再び強化する政令を発表し、各経済活動に対する活動制限措置を講じています。

〈本文〉

●6月22日、サンタカタリーナ州フロリアノポリス市は、同市における新型コロナウイルス感染の拡大状況が悪化しているとして、各経済活動への規制措置を強化する旨の政令を発表しています（6月24日から14日間有効）。

主な規制措置内容は以下のとおりです。

- ・レストラン：午前11時～午後3時、月曜～金曜日営業可。土日は不可。
- ・バー、軽食店：午後6時まで、月曜～金曜日営業可。土日は不可
- ・スーパーマーケット：30%までの入店制限
- ・ショッピングセンター：営業不可
- ・スポーツジムなど：営業不可
- ・公園、広場：平日のみ利用可
- ・ビーチ：漁業、マリンスポーツのみ実施可
- ・マスクの着用義務化：フロリアノポリス市全域

(※マスク不着用に対する罰則金：1,250 レアル)

●上記政令は6月24日から14日間有効とされていますが、同市における新型コロナウイルスへの感染状況によっては規制措置の継続や更なる追加措置が講じられる可能性もあります。引き続き関連情報を収集の上、感染予防に努めてください。

※フロリアノポリス市新型コロナウイルス関連ウェブサイト

<https://covidometrofloripa.com.br/>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp